

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所内部の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、母子保健の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 住民や関係機関との協力

本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取り組みが重要であることから、市民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに毎年度、計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本市では、「坂出市子ども・子育て会議」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性を高めていきます。

また、本計画における施策の推進のために、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

2 計画の進行管理

本計画で定めた5か年の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、さまざまな子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を確保する必要があります。

「坂出市子ども・子育て会議」において、各年度の子ども・子育て支援施策の実施状況や評価等に関して調査審議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、計画における量の見込みとの乖離が著しく大きく、見直しの必要があると「坂出市子ども・子育て会議」が認める場合には、計画の見直しを行います。

1 子ども・子育ての基本理念

(1) 児童憲章（昭和 26 年 5 月 5 日 宣言）抜粋

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(2) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）抜粋

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）抜粋

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言）

平成27年2月16日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市子ども・子育て会議
会長 松本博雄

坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものにしていくことが必要であります。

坂出市においては、次世代育成支援対策推進法に基づいて、平成17年度を初年度とし平成26年度までの具体的な数値目標を盛り込んだ「さかいで子ども子育て応援プラン（坂出市次世代育成支援行動計画）」を策定され、この間計画的な取り組みを推進してこられました。

こうした中で、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法が制定されました。

当会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく会議として、平成25年8月から同法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、慎重に検討・協議を重ねてまいりました。

ここに、坂出市子ども・子育て支援事業計画として意見をとりまとめましたので、提言いたします。

本市の子ども・子育て支援の一層の充実が図られるよう、本計画の着実な推進をお願いいたします。

3 坂出市子ども・子育て会議名簿

(定数 18名以内)

区分	期間	団体等の名称	氏名
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	25.8.1～26.3.31	香川大学経済学部 教授	◎ 小松 正和
	26.4.1～	香川大学教育学部 准教授	◎ 松本 博雄
	25.8.1～	坂出市連合自治会 副会長	○ 藤井 正和
	25.8.1～	坂出市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	入江 正憲
	25.8.1～26.3.31	坂出市小学校校長会 副会長	金井 宏諾
	26.4.1～	坂出市小学校校長会 会長	津島 尚文
	25.8.1～	坂出市婦人団体連絡協議会	大林 市子
	25.8.1～	子育てボランティア夢・ゆめクラブ 会長	中西 可須江
	25.8.1～	元坂出市立保育所 所長	杉田 瑩子
	25.8.1～	元坂出市立幼稚園 園長	齋藤 俊子
	25.8.1～	坂出商工会議所 専務理事	川滝 浩嗣
子どもの保護者	25.8.1～26.3.31	坂出市保育所保護者会連合会 会長	南条 真実
	26.4.1～	坂出市保育所保護者会連合会 会長	大喜多 里香
	25.8.1～26.3.31	坂出市 PTA 連絡協議会 幼稚園部会 会長	米澤 扶美
	26.4.1～	坂出市 PTA 連絡協議会 幼稚園部会 会長	川上 春加
	25.8.1～	坂出市 PTA 連絡協議会 副会長	大林 朋美
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	25.8.1～	坂出市保育所ブロック会 代表	橋本 朗仁
	25.8.1～	坂出市私立幼稚園 代表	花岡 通子
	25.8.1～	坂出市医師会 理事	砂川 正彦
	25.8.1～	NPO 法人わははネット 理事長	中橋 恵美子
	25.8.1～	市民公募	三野 八重子
	25.8.1～	市民公募	篠原 めぐみ

(◎会長 ○副会長)

4 計画策定経過

年 月 日	事 項
平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長及び副会長の選出 ○会議の公開等について ○子ども・子育て支援新制度について（報告） ○坂出市子ども・子育て会議について（報告） ○子ども・子育て支援事業計画について（報告） ○坂出市の幼児教育・保育，子育て支援施設について（報告）
平成 25 年 8 月 26 日 ～ 平成 25 年 9 月 6 日	私立幼稚園における保護者の就労状況等調査 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の私立幼稚園に就園している児童の保護者に「幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケート調査」を実施
平成 25 年 9 月 2 日	平成 25 年度第 2 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○坂出市次世代育成支援行動計画の取り組みについて ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 10 月 11 日 ～ 平成 25 年 10 月 21 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する 0 歳から 8 歳までの児童の保護者から抽出した 2,000 人（就学前児童保護者 1,500 人，就学児童保護者 500 人）を対象にアンケート調査を実施
平成 25 年 12 月 24 日	平成 25 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査の集計結果（速報）について ○子ども・子育て支援新制度に関する国の動向について（報告）
平成 26 年 3 月 19 日	平成 25 年度第 4 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育提供区域の設定について ○事業計画における「量の見込み」の算出について ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告について
平成 26 年 8 月 19 日	平成 26 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長の選出 ○子ども・子育て支援新制度における基準条例について ○事業計画における「量の見込み」の補正について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画の構成について
平成 26 年 10 月 3 日	平成 26 年度第 2 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○事業計画における「確保方策」について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画素案について

年 月 日	事 項
平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 ○教育・保育の「確保方策」について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画案について
平成 26 年 12 月 22 日 ~ 平成 27 年 1 月 21 日	坂出市子ども・子育て支援事業計画案のパブリックコメント実施 ○計画案の閲覧場所 ・坂出市健康福祉部こども課 ・各出張所 ・市ホームページ ○意見の提出方法 ・郵送 ・ファックス ・電子メール ・持参 ○市民への周知方法 ・広報さかいでへの掲載 ・市ホームページへの掲載
平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年度第 4 回坂出市子ども・子育て会議 ○坂出市子ども・子育て支援事業計画案について ○市長への提言
平成 27 年 3 月	坂出市子ども・子育て支援事業計画策定

5 坂出市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、坂出市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 5 条 子育て会議に会長および副会長 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、坂出市福祉事務所こども課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

坂出市子ども・子育て支援事業計画
さかいで子ども・子育て支援プラン

発行日 平成 27 年 3 月

発行者 坂出市健康福祉部こども課
〒762-8601

坂出市室町二丁目 3 番 5 号

TEL 0877-44-5027

FAX 0877-44-5014